

広島大学附属幼稚園 いじめ防止基本方針

令和6年4月

広島大学附属幼稚園いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」に基づき、本園のいじめ防止等の取組の基本的な方向や内容等について定めるものである。

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法」による。「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法）である。

（幼児期におけるいじめについて）

集団生活を営む園生活においても、幼児同士のいざこざや友達関係づくりのつまずき、精神的な不安定さ等からいじめにつながることも十分予想される。幼児期は人とかかわる基礎となる力を育む時期であり、様々ないざこざ等を丁寧に見守りながら、幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えながら相手の気持ちを想像したり認めたりする体験を保障していくことが必要である。しかし、幼児であっても、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻回で執拗なものについてはいじめと認識し、重大な事案につながらないように未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がよりよい人間関係を築けるよう組織的に対応することとする。

2 いじめ防止対策の基本方針

いじめ問題において最も重要なことは、「いじめが起らない園づくり」をはじめとする未然防止の取組である。この取組の基本は、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育み、園生活において生き生きと遊び、生活する幼児主体の園づくりを推進していくことにある。そのために、一人一人が自己有用感や自尊感情を育むとともに互いを思いやる雰囲気づくりに取り組むことが必要である。

（1）幼児の情緒の安定を図る

- ・教員と幼児の信頼関係・教員と保護者の信頼関係を築く、保護者の子育て支援をする等
- ・日々の保育の中で「身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ」ことや「社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける」こと等について、適切な援助を行う。

（2）一人一人の実態を把握し、幼児理解に努める

- ・日々、幼児の状態を把握し、記録をつける。

・教員間の日々の情報交換・定期的な情報交換で幼児理解の共有化を徹底する。

(3) 保護者との連携に努める

・幼児は、困難を自分で伝えることが難しい。そのため、保護者と連携し、情報を共有化していくことに努める。登降園の際に保護者と話をする機会を設け、保護者が気軽に相談したり、情報交換をしたりできるようにする。

3 いじめ防止対策の組織

(1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 園長・副園長・担任・養護教諭

(3) 会議日 定例会（年3回）

臨時会：必要に応じて開催

(4) 内容 日常的な園生活の見取りやカンファレンスをもとに子どもの情報交換を行い、いじめの防止策や対策を考える。

(5) 報告 審議内容については、必要に応じて大学に報告する。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの事実確認（いじめられた側に立って）

① 情報収集の内容

日時、場所、被害者、加害者、その他関係者、内容・状況

② いじめ発生時の初期対応

ア 園長のリーダーシップの下、組織的に対応する。

イ 事実関係の把握は、はじめに担任が行い、その後、必要に応じて複数の者で正確かつ迅速に行う。

ウ 事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。

エ 聴取や把握内容、対応の経過等の記録をとり、運営部(大学)への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。

オ 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。

カ 保護者からの訴えを受けた場合、担任及び関係者が対応し、保護者の気持ちを汲み取りながら丁寧な事実関係の把握に努めるとともに迅速な対応を行う。

キ いじめの事実が発覚した際には、個人情報取扱に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすようにする。

③ 臨時いじめ防止対策委員会による対応

いじめの内容を共有し、当該学級を中心に対策の計画を策定する。

幼児本人への聞き取り・指導、保護者への連絡・対応、必要に応じて関係機関への連絡などの対応を行う。

(2) いじめを受けた幼児又はその保護者に対する支援

- ① いじめを受けた幼児の心情に寄り添い、教師は味方となり支える。
- ② 保護者に対しては、担任と副園長等で対応し、面談を通して現状の報告と今後の対応について説明する。
- ③ 保護者の考えや問題としていることを確認し、対応を即答できれば伝え、いじめ防止対策委員会に相談が必要な場合は、相談の上後日必ず連絡する。

(3) いじめを行った幼児に対する指導又はその保護者に対する助言

- ① 事実を確認し、いじめられた幼児の心情を理解させ、繰り返さないよう指導する。
- ② 保護者に対しては担任と副園長等で対応し、面談を通して事実の報告を丁寧に行い、理解を求め、本園とともに協力しながら解決していくように促す。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害がある場合
・身体に重大な障害 ・精神性の疾患を発症
- ② 相当の期間（年間30日）欠席を余儀なくされている疑いがある場合
* 幼児や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。

(2) 重大事態の発生と対応

- ① 速やかに附属学校支援グループに報告し、指示に従って必要な対応を行う。
- ② 附属学校支援グループと協議の上、重大事態に対処する組織を設置する。
* この組織には、専門的知識・経験を有する者を含めるとともに、第三者の参加により公平性・中立性を確保する。
- ③ 上記組織において、事実関係を明確にするための調査を行う。
* 調査は、因果関係の特定ではなく、客観的事実を網羅的に把握するために行う。
- ④ いじめを受けた幼児及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
* 個人情報の取り扱いには十分に配慮する。
- ⑤ 調査結果を附属学校支援グループに報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

6 その他留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、全職員による組織的な対応が不可欠である。そのために、職員の共通理解を図るとともに、いじめへの対応についての資質向上を目的とした園内研修を行うことが必要である。夏季休業中等、適切な時期に、目的を明確にした研修会を開催する。

(2) 幼児と向き合う時間の確保

職員が幼児と向き合い、幼児理解を深めることがいじめの防止には不可欠である。そのためには園務分掌を適切に行い、効率化を図り、職員が幼児と向き合う時間を確保するよう努める。

(3) 家庭・地域との連携

いじめの防止には、家庭や地域の協力が欠かせない。学年懇談会、PTA総会、誕生会の懇談等で、いじめ防止のための基本方針を説明したり、いじめ問題について意見交換を行ったりして、家庭との共通認識を持つことに努める。

(4) 幼稚園を支える人々について

園児、保護者、教員以外にも幼稚園には園を支える様々な人々の連携協力が求められる。このような人々の尊厳を守ることを留意し、相手を大事にする心を育んでいくことに努める。

いじめ相談窓口

養護教諭